

清

せい せい

政

62



御製

邯鄲の鳴く音聞かむと邯鄲の野に

集ひ一夜をなつかしき思ふ

地方選挙に勝利し、 憲法改正の気運を！ 新たな御代に備えて。



神道政治連盟京都府本部
本部長 梶 道 嗣

昨年開催致しました当本部設立四十五周年記念式典には、多数のご参加を賜わり、改めまして厚く御礼申し上げます。記念行事でありながら懇親会を行わず、また収容人数の大きな上七軒歌舞練場を会場と致しましたことから、果たして席が埋まるのかと懸念致しておりましたが、お蔭を持ちまして約参百ある席の殆どが埋まりました。来賓には、有村治子参議院議員を

始めとする国会議員の先生方、打田文博中央本部長、近畿地区各会長役員の皆様、自民党京都府連の先生方、田中恆清神社庁長、荒巻禎一総代会長を始め関係団体の方々など多数お祝い駆けつけて頂き、盛大に開催し得たこと、また感謝に堪えない次第であります。さて、昨今世界が大きく変貌を遂げようとしている中、これらの世情に対応していく為に

は、憲法改正が必須であることを、多くの日本国民が強く認識してきているのではないかと考えています。ご周知のとおり、現在衆参両院に於ける改憲派勢力は、発議に必要な三分の二を上回っており、上程されれば可決は確実な状況であり、論議の舞台が国民の側に移されるのは時間の問題だと考えています。衆参両議員選挙と自民党総裁選、東京オリンピックが終わった後に行われるであろう、国民の意思を決す国民投票に向け、護憲派對改憲派の論争・喚起運動が激化することは必至です。当本部が平素行う地道な活動だけで無く、より広く深く運動を進めるには国会議員、各市町村議員との連携は不可欠であり、志を同じくする政治家を一人でも多く増やすことが大切なことなのです。国政では、度々解散が噂される衆議院総選挙が最も近い選挙になります。そして京都に於いては、九月には城陽市長選挙、十一月には京丹波町長選挙、明年一月には綾部市長選挙、四月には京都府知事選挙・南丹市長選挙・与野町長選挙が行われる予定であり、これらの選挙にあたっては、自民党京都府連と連携のもと必要かつ有効とされる選挙活動を展開していきたいと考えています。これらの選挙で勝利することは、自民党及び我が神道連の発足以来の念願である「自主憲法

の制定」の実現に、更なる一步を踏み出すこととなるのです。中央本部の報告によれば、全国地方議員の憲法改正に対する意識が薄弱であることが憂慮されていますが、京都においてもそのことに目と心を配りつつ、自民党京都府連との一層の連携・結束を深め、地方選挙も含めて万端の準備を整えていきたいと思えます。

憲法改正に向けての国の進捗状況は、現在自民党及び日本のところが草案を提出した段階です。日本維新の党も間もなく提出してくることでしよう。日本共産党は、実は戦後すぐの昭和二十一年に「日本共産党の日本人民共和国憲法（草案）」なる憲法草案を提出しておりますが、後にこれを破棄し、現在は護憲を貫いています。また民進党は、昨今支持率が低迷し、有力議員の造反・離党が相次いでおり、現段階では党内を纏めて対案を出すようなことは出来ないと考えています。

ところで皆さんは、各党の憲法草案をご覧になったことがありますか。頼りとする自民党の草案は、連立与党を組む公明党にかなり配慮した草案になっていると言わざるを得ません。私たちの考えに限りなく近いものは、日本のこの草案だと私は考えています。前文には、先人が血と汗の結晶で制定された大日本帝國憲法のこと、現憲法制定の経緯、なぜ憲法改

正が必要となったのかを明確にわかり易く明記されており、素晴らしいものだと呼びしています。然しながら、現実には日本のこの草案をそのまま国会に挙げて、自民党も含め連立与党である公明党や、他の野党の賛同を得ることは極めて難しく、この憲法草案を基本とすることは現実的ではないのかもれません。

今後各々の草案は、衆参両院の憲法審議会で調整され国会に発議されます。憲法審査会は、現時点で衆議院が三回、参議院では一度も開催されていませんが、憲法記念日に安倍首相が発した「平成三十二年までに改正憲法を施行したい」という言葉で、発議に向けた論議に拍車がかかっていくことでしよう。

さて、天皇陛下の御譲位の問題に関しては、先般衆参両院の正副議長が、各党派の全体会議を開き、今上陛下一代限りの特例法制を柱とする国会見解を正式決定し、安倍晋三首相に伝達しました。これを受け、首相の私的諮問機関「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」が開かれ、先日最終報告が首相に提出されましたので、近々にも国会で審議されることとなります。御代替わりに際して執り行われる諸行事につきましても、十分

に注視しながら万全の対応と準備をしていかなければならないと考えています。二年目となる本年度は、より一層気持ちを引き締め、役員一同精一杯諸活動に邁進する所存でありますので倍旧のご支援をお願い申し上げます。



時局問題と

神道政治連盟が 取り組むべき課題



神道政治連盟会長

打田 文博



政教問題
皇室尊厳護持

自主憲法制定

憲法改正

英霊顕彰

神道政治連盟は混迷する時局の中にあつて、神道の精神を以て志を同じくする者たちが相計り、民族の道統を基調とする国政の基礎を固めるとともにその姿勢を匡すため、昭和四十四年十一月八日、神社関係者の総意により結成され、翌年には神道政治連盟国会議員懇談会が設立されました。爾来、神社本庁とともに皇室の尊厳護持運動をはじめ、憲法改正・自主憲法制定運動など様々な問題に取り組んでをります。

本連盟が取り組む課題は多岐に亘りますが、運動の第一に掲げる皇室の御事について、昨年八月の天皇陛下の「おことば」表明以降、政府に設置された「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」での論点整理を経て、陛下御一代に限って御譲位を可能とする皇室典範の特例法案が国会で審議されてゐます。法案は今国会で成立することとなりますが、今後、様々な諸行事・儀式が先例に則して行はれるかどうか、注意深く見守り、必要とあれば関係各所へ働きかけを行つて参らねばなりません。また、法案の審議にあたり附帯決議の取り扱ひを巡つて、女性宮家の創設にかかる議論の再燃が憂慮されます。女性宮家の創設は皇室の長い歴史で維持されてきた男系による皇位継承の歴史と相容れない結果へ道を開くことに繋がりがかねません。この点についても動向を注意深く見守つて参ります。

また現在、本連盟をはじめ斯界が最も力を入れて取り組んでゐる自主憲法制定・憲法改正運動ですが、憲法施行七十年にあたる本年五月三日、本連盟も参画する「美しい日本の憲法をつくる国民の会」などが主催した公開憲法フォーラムに寄せて、安倍晋三首相から自由民主党総裁としてのメッセージを頂きました。その中で安倍総裁は、国会議員は憲法改正の発

議案を国民に提示するための「具体的な議論」を始めなければならぬ時期に来てゐると指摘され、その内容として、憲法九条については、現行の規定を残しつつ自衛隊を明文で書き込むことなどに触れられました。また、「新しく生まれ変わった日本が、しっかりと動き出す年、二〇二〇年を、新しい憲法が施行される年にしたい」など、憲法改正実現に向けて踏込んだ考へを示され、国民的議論を呼び掛けられました。本連盟と致しましては、改憲勢力が国会において三分の二議席を占めてゐるこの機を逃すことなく、憲法改正案の国会発議がなされ、国民投票が実現するやう、新たに本連盟内に設置した「憲法改正推進委員会」を中心に啓発活動を推進して参ります。

本連盟では、この他にも靖國神社公式参拝をはじめ英霊の顕彰活動や政教関係訴訟対策、教育正常

化など様々な課題に取り組んで参りますが、これら諸施策を推進してゆくためには、中央本部と都道府県本部との連携はもとより、国会議員懇談会に所属する都道府県選出の国会議員をはじめ、都道府県・市町村議会の議員と都道府県本部との連携が不可欠です。貴本部では、平成二十二年に京都府議会神道議員連盟が、また翌年には京都市議会神道議員連盟が結成され、貴本部と連絡を密に活動を展開されてゐることは非常に心強く存じます。

貴本部におかれましては、我が国の伝統・文化の中心にあつて、これからも世界に誇る日本の文化、伝統を後世に正しく伝へるべく活動を展開して戴きますやうお願ひ申し上げますとともに、今後益々の御発展を御祈念申し上げます。



神政連が発行するリーフレット

はじめに

憲法改正については、国会では憲法審議会での議論が再開されるも、具体的な改正案は議論が煮詰まらなかつた。また、国民的議論も高まっているとはいへない状況です。しかし、第二十四回参院議員通常選挙の結果を受け、憲法改正を争う流れは大きく変わつて参ります。今回の選挙では、憲法改正を目前に控える国民が勝利し、憲法改正に即向きの改憲勢力が発議に必要となる議席の三分の二を占めました。衆議院はすでに憲法改正案の発議がなされ、衆議院の三分の二を占めて参ります。

日本国憲法のかたち

これらのリーフレットについては、神道政治連盟中央本部 ☎ 03-3379-8282 までお問い合わせ下さい

京都府戦歿英霊追悼慰霊祭 合同時局講演会

とき：平成二十八年十一月二十九日
場所：ホテル京都ガーデンパレス



外国人をはじめ多くの観光客で賑わう紅葉の京都御所を眼下に望むホテル京都ガーデンパレスにおいて、京都府戦歿英霊追悼慰霊祭及び、京都府神社庁、同神社総代会、神政連京都府本部共催による国民精神昂揚運動合同研修会・時

局講演会が開催された。慰霊祭は、初めて斎主を務める室川副本部長奉仕のもと、神社庁祭儀部会及び雅楽部会の祭員・伶人により厳肅に斎行され、また平安神宮及び八坂神社の巫女により、「浦安の舞」が奉納された。

祭典終了後、引き続き式典が行われ、挨拶に立つた梶本部長は、「神社界にとつて、天皇のあり方についてあれこれ語ることはタブーだった。しかし先般陛下より御譲位の御意志がしめされた。我々は、しっかりとした認識を持ってこのことを考え、対応に当たらなくてはならない。今日の斎藤先生のお話を聞いてしっかりと勉強したい」と述べた。

次に来賓の方々の紹介があり、代表して京都府神社庁林秀俊副庁長よりご挨拶をいただいた。林副庁長は「茶道に見られるわが国の伝統的な文化である『引き算の美学』のこのところを見習い、平和な世の中を創っていかねばならない」と述べられた。

時局講演会

御代替わりの行事を

国の行事に

悪しき先例を克服しよう

講師 宗教ジャーナリスト

教授 斎藤 吉久先生

「生前退位」という言葉は、皇室用語には無い。今生前退位を認

めるか否かという議論がなされているが、そういう問題では無い。陛下は、戦後七十年に亘って続いていた「象徴天皇制度のあり方」というものを問いかけておられるのだと私は考えている。「象徴天皇制」のルールが作られてこなかったことが最大の問題だ。

天皇の制度を考えるときには、先ずは百二十五代続く天皇、明治以降四代の近代天皇、そして戦後の憲法下の天皇という、三つの考え方がある。明治の天皇制度は、日本の伝統と近代史の両方の流れを汲んでいる。今はそれが、官僚組織によって片一方になっている。今上陛下は即位以来ずっと「伝統と憲法の規定を追い求める」と繰り返し仰っているが、今の政府・宮内庁官僚組織の皇室論というのは「一・五代天皇論」だ。陛下の生前退位の御発言は、茲に大きな原因があるのだと考えられる。

江戸時代以前の天皇は、御所の外にほぼ出なかつたが、明治天皇は「行動主義」「御活動される天皇」というように変わり、日本各地にお出ましになり、地域の人々と声をお交わしになるようになった。しかし、この御活動、いわゆる

御公務について、我々は何ら決めてこなかった。陛下が御高齢になり御公務を出来なくなるとどうするかと言うことが問題である。

これから天皇の制度はどうなっていくのか。御代替わりにおいて何が問題となるのか。今上陛下の御代替わりでは「大嘗祭が無事出来てよかった」という声が充満していた。当時は、大嘗祭が出来るか出来ないかが最大のテーマだった。それは「神道式では国家行事として出来ない」という、内閣法制局長官の国会答弁に端を発している。そして政府が検討委員会をつくり実施されたのが、踐祚と即位の区別を喪失した皇位継承だった。御大葬では皇室の行事としての「葬場殿の儀」と国の行事としての「大喪の礼」を分離して行われるという奇妙なことが行われた。今回の退位の問題もこの流れの中にある。有識者を呼んで検討しなくてはならないということが問題だ。

戦後GHQにより神道指令が出され、国家から宗教が分離されたことにより、宮中祭祀は皇室の私事と言うことで続けられた。それは、昭和二十二年に宮内府長官官



房文書課長名で各部長官宛てに出された依命通牒の第三項「従前の規定が廃止となり、新しい規定ができていないものは、従前の例に準じて、事務を処理すること」に拠っているに過ぎない。つまり新憲法制定時に全廃された「皇室令」に代わる皇室のルールが創られていない、そこが問題の根元だ。国事行為は憲法に定められている。しかし御公務は何をどういうようにするのかということが何も無い。だから、いちいち参考人を呼んで検討をすると言うことになってしまふ。

昭和三十四年、今上陛下の結婚の儀が賢所にて国家行事として行われたが、行事のすべてが国事行

為とはならなかった。これが今にまで尾を引いている。

昭和四十四年、入江相政が侍従長になり、祭祀の簡略化を熱心に進めた。旬祭の御親祭を減らし、新嘗祭の「暁の儀」は参列されなくなつた。宮中三殿の殿内で毎朝行われた侍従による御代拝は、従来の浄衣では無くモーニングで、外殿ではなく庭上から行われるようになった。政教分離に抵触するからとの判断だった。しかし、これは依命通牒を反故にしたことにはならない。実は、依命通牒の第四項には「前項において従前の規則に従えない場合は新しく考える」旨が書かれている。それがあつた。そして御代替わりにおいても様々な変更が行われた。

平成三年国会答弁において、この依命通牒が廃止されていないことが明言された。ならば、なぜ第三項に則つて普通の御代替わりの行事が出来ないのか。なぜ有識者会議など開く必要があるのか。

昭和五十年の歌会始のお題は「まつり」であり昭和天皇は「我が庭の宮居に祭る神々に世の平らぎをいのる朝々」と、毎朝御代拝

について詠われた。ところが、この同じ年に陛下の側近たちによつて毎朝御代拝が簡略化された。議論の記録も残っていない。

大嘗祭について、当時の政府・宮内庁は「稲作社会の伝統儀式」としていたが間違いだ。なぜなら神饌に「粟」があるからだ。伊勢の神宮では「粟」は供えられない。「粟」は焼き畑農耕の名残だ。記紀にも死体化生神話として「粟」が登場する。日本は、決して稲作の民だけではない。そもそも日本は稲作不適格地であり、粟を始め麦や芋を主食とする畑作の民がいた。そういった民を一つにまとめいくために、稲作の神と畑作の神を両方祀り、「米」と「粟」を神饌として供えて祭りを行った。つまり、大嘗祭は国家統合の儀式だった。即ち、天皇の祭は国家祭祀であるから政教分離には違反しないし、逆に政教分離を保証することになると思う。

今後は、総合的な学問が必要だ。神道学だけではなく、文化人類学や神話学など、色々な学者が集まって「天皇学」を創り上げていかなければならない。

(文責・堀川宏史)



旧美里尋常高等小学校跡地
忠魂碑



京都の塔前にて



農林健児之塔



御英霊に拝礼する梶本部長

沖縄「京都の塔」戦歿者慰霊 参拝団研修旅行報告

八坂神社 権禰宜 仲林 亨

去る平成二十八年十二月十一日及び十二日の二日間、神政連京都府本部主催の沖縄・京都の塔慰霊参拝団研修旅行が行われ、梶道嗣本部長を始め、総勢二十五名が参加しました。

到着後、まずは波上宮を正式参拝。近年、御本殿の装飾を新たに施されたそうで、沖縄で瑞祥を表す魚が波の上を泳ぐ様を象った御本殿正面の彫刻や、御本殿御扉の両脇へ取り付けられた金色に輝く煌びやかな龍の彫刻を見学させていただきました。

その後、宜野湾市嘉数高台公園に建立された京都の塔にて慰霊祭が斎行されました。祭典は天候に恵まれ、清々しい風に包まれながら後藤重和齋主が祭詞を奏上。その後、六人部美恵子・松井三紀両氏が白百合の花を手に常永遠の舞を奉納し、参列者全員で『海ゆかば』を合唱。京都府出身の沖縄戦戦歿者二五三六柱の御霊に誠を捧げ、厳粛のうちに祭典を斎行致しました。

行程二日目は農林健児之塔を参拝。この塔は、沖縄県立農学校より鉄血勤皇隊として戦場に動員され命を落とされた学徒・教職員を追悼する慰霊碑です。初めて訪れる所であった為、途中道がわからず辿り着くのに時間を要しましたが、参加者一同、参拝すべき慰霊碑がまだまだ多く残されていることを実感しました。

かつて慰霊参拝団の研修旅行が始められた頃は、京都の塔への案内表示等が全くなく、参加者が辿り着くのに困難であったため、当本部が案内看板を設置したという経緯を伺い、歴史を風化させない為に神職として具体的に何をすべきなのかということを考える機会となりました。

靖國神社参拝及び

京都府関係祭神追悼慰霊祭齋行

大川神社 宮司 高田和史

神道政治連盟京都府本部の継続事業の一環として本年も靖國神社参拝団が結成され、去る三月二十九日に梶道嗣本部長以下二十四名で慰霊参拝を行いました。

靖國神社へ到着後、田中恆清神社本庁総長ご参列の下、京都府関係祭神慰霊祭が厳粛に齋行され、一同が郷土の誇りである英霊に対し感謝の誠を捧げました。

次に、近代国家の礎を築き導かれた明治天皇と昭憲皇太后をお祀りする明治神宮にて正式参拝を執り行い、その後、両天皇皇太后御在世中の御事蹟を伝える大壁画を展示する明治神宮聖徳記念絵画館を拝観しました。

近代化への飛躍を成し遂げた明治の御代から大東亜の戦に至るまで、わが国を護り、現在の繁栄を支えてこられた御神霊に深く思いを致す一日となりました。

私の社では、毎年氏子内の英霊の戦没者慰霊祭を執り行っていますが、近年は遺族の減少により遺族会を解散する地区もあり、慰霊祭存続の問題が懸念されております。今回の参拝旅行には二名の小学生が参加されましたが、英霊の誇り高き精神を忘れることなく、次世代に伝えていく為にも、今後は非とも皆様のお子様お孫様にもご参加頂くことを切に願います。



気象台標準木の開花



絵画館



靖國神社御神前



明治神宮神楽殿前にて



明治神宮にてご説明をいただく



京都府議会神道議員連盟 京都市会神道議員連盟

会員の ご紹介



京都府議会
荒巻隆三先生

神道政治連盟京都府本部の皆様におかれましては、世界に冠たる我々の祖国である日本国の美意識や伝統と文化を正しく伝え、後世に継承して頂く並々ならぬ御尽力を賜っておりますことに心より敬意を表し感謝と御礼を申し上げます。そしてまた、我々神道議員連盟の様々な活動にご厚情を賜っておりますことにも重ねて深く感謝を致します。

神代の世界に思いを馳せると、天乃御中主神、高御産巢日神、神産巢日神、宇麻志阿斯訶備比古遲神、天之常立神をはじめ、伊邪那岐神と伊邪那美神の天つ神のお力による国生みと神生みの歴史に始まり、その系譜として皇室を戴いている我々の祖国である日本国は、誠に尊き誇りある民族であることを改めて自覚を致す次第でございます。

神の御業やこの世のすべての森羅万象に、心から畏敬の念を抱くと共に、ただご加護を賜ることではなく、国民の皆様とともにこの激動の社会の変化の中で改めて原点に立ち返らないといけない。自分たちも勤勉に努力をして参りましょうと、呼び掛けて行きたいと、恐縮ながらも私は思う次第でございます。

これからも、常に謙虚でひたむきに礼節を重んじ人間性と感性を磨きつつ夢を見出し夢を与えることの出来る様に精進して参ります。

結びにあたり神道政治連盟京都府本部のご発展と貴連盟の皆様のご御多幸と御健勝を祈念申し上げます。



京都市会
橋村芳和先生

来年の平成三十年は明治元年から一五〇年を迎える節目の年です。

国では、今上天皇陛下の御譲位。安倍総理の「二〇二〇年を新しい憲法施行の年にしたい」という発言により、憲法改正は現実味を帯びて参りました。京都では、文化庁移転の実現により、私たち京都の果たす責任が問われます。こうした大変革期にあたり、国が進める「明治一五〇年」事業と連携し、幕末から大政奉還、明治維新にかけて、歴史の中心地として「明治」という輝かしい扉を押し開いた京都が先人の偉業に学び率先して取組を進めることが求められます。

神道政治連盟京都府本部の皆様におかれましては、日本の伝統、文化を正しく伝える活動のため、ご尽力いただいておりますことに心から感謝申し上げます。私が代表幹事を務めさせていただいております自民党京都市会議員団でも京都市神道政治連盟を結成し、研鑽を積んでおりますが、憲法改正と「明治一五〇年」にあたり、京都市民の皆さんと共に機運を高め、積極的に全国をリードしてゆく取組のため、ご指導をよろしくお願い申し上げます。

地元の伏見区でも、お神輿の復活に関わり担わせていただいているので、ご縁を大切に一步一步着実に取組んで参ることをお誓い申し上げます。

平成 28 年

- 12 月 1 日 洛西支部神宮大麻暦頒布始奉告祭並び総代会総会 梶本部長出席〈於 松尾大社〉
 12 月 2 日 前京都市会議員桜井泰広後援会総会 梶本部長以下関係者出席〈於 ホテル平安の森京都〉
 12 月 3 日 自由民主党京都府連合会宇治支部総決起大会 梶本部長出席〈於 パルティール京都〉
 12 月 8 日 安倍首相靖國神社参拝訴訟（大阪）第 2 回口頭弁論 関係者出席〈於 大阪高等裁判所〉
 12 月 9 日 京都府本部役員会 梶本部長以下 25 名〈於 リーガロイヤルホテル京都〉
 12 月 11 日 沖縄京都の塔慰霊参拝団 本部長以下 25 名〈於 沖縄県 嘉数高台〉
 ～ 12 日
 12 月 19 日 神社庁教化委員会並び関係団体代表者懇話会 梶本部長出席〈於 京都府神社会館〉
 12 月 22 日 憲法改正で日本をとりもどす 櫻井よしこ講演会 関係者出席〈於 やまと郡山城ホール〉
 12 月 23 日 天皇節奉祝日本会議京都式典 90 名〈於 新都ホテル〉

平成 29 年

- 1 月 18 日 京都の驛を語る女性の会提言者会議 8 名出席〈於 北野天満宮〉
 1 月 23 日 京都府神社庁新年神職総会関係団体助成金交付式 梶本部長出席〈於 京都府神社会館〉
 1 月 28 日 寺田一博市会議員を囲む会 梶本部長〈於 ANA クラウンプラザホテル京都〉
 2 月 8 日 神道政治連盟滋賀県本部時局講演会 梶本部長出席〈於 栗東芸術文化会館さくらホール〉
 2 月 11 日 建国記念の日奉祝京都式典 梶本部長以下関係者出席〈於 京都府神社会館〉
 2 月 18 日 京都府神社庁祈年祭 梶本部長参列〈於 京都府神社会館神殿〉
 " 伊勢神宮崇敬会京都府本部理事会評議員会 梶本部長出席〈於 京都府神社会館〉
 " 第 8 回参議院議員佐藤正久新春の集い 梶本部長出席〈於 ANA クラウンプラザホテル京都〉
 2 月 19 日 渡辺邦子京都府議会議員を囲む会 梶本部長〈於 ウェスティン都ホテル京都〉
 2 月 23 日 神道政治連盟兵庫県本部時局講演会 中嶋事務局長出席〈於 湊川参集館〉
 " 京都府神道青年会創立 65 周年記念式典 梶本部長出席〈於 リーガロイヤルホテル京都〉
 2 月 27 日 第 15 回神道政治連盟時局対策連絡会議 梶本部長出席〈於 自民党本部〉
 ～ 28 日
 2 月 28 日 安倍首相靖國神社参拝訴訟（大阪）第 3 回口頭弁論【判決】 関係者出席〈於 大阪高等裁判所〉
 3 月 18 日 西田昌司参議院議員政経パーティー 5 名出席〈於 ANA クラウンプラザホテル京都〉
 3 月 21 日 美しい日本の憲法をつくる京都府民の会 第 10 回企画委員会 関係者出席〈於 京都府神社会館〉
 3 月 28 日 京都府神職総代物故者慰霊祭 梶本部長参列〈於 ホテルグランヴィア京都〉
 " 京都府神社庁設立 70 周年・京都府神社総代会設立 60 周年記念大会
 梶本部長以下関係者出席〈於 ホテルグランヴィア京都〉
 3 月 29 日 靖國神社慰霊参拝団 梶本部長以下 15 名参列出席〈於 靖國神社〉
 " 日本会議中央憲法委員会 梶本部長・中嶋事務局長出席〈於 憲政記念館〉
 4 月 10 日 京都の驛を語る女性の会 例会 62 名出席〈於 平安神宮〉
 4 月 17 日 京都府神社庁例祭〈於 京都府神社会館〉
 " 神社庁並び総代会関係者合同会議 梶本部長出席〈於 京都府神社会館〉
 4 月 21 日 京都府本部役員会 梶本部長以下 20 名出席〈於 京都府神社会館〉
 4 月 24 日 美しい日本の憲法をつくる京都府民の会 第 11 回企画委員会 関係者出席〈於 京都府神社会館〉
 5 月 3 日 第 19 回公開憲法フォーラムインターネット中継 梶本部長出席〈於 京都府神社会館〉
 5 月 7 日 洛東支部総代会総会 梶本部長出席〈於 魚善〉
 5 月 29 日 神道政治連盟近畿地区協議会 梶本部長・藤森幹事長・中嶋事務局長出席〈於 琵琶湖ホテル〉
 6 月 3 日 前京都市会議員桜井泰広後援会 梶本部長出席〈於 アピカルイン京都〉
 6 月 12 日 財務委員会並び綱紀委員会合同会議〈於 京都府神社会館〉
 " 京都府本部役員会〈於 京都府神社会館〉
 6 月 13 日 中央本部本部長事務局連絡会 梶本部長・中嶋事務局長出席〈於 神社本庁〉
 " 神道政治連盟国会議員懇談会 梶本部長以下 5 名出席
 6 月 14 日 中央本部中央委員会 梶本部長・後藤、室川、大垣副本部長・中嶋事務局長出席〈於 神社本庁〉
 6 月 16 日 京都府議会・京都市会神道議員連盟懇談会〈於 北野天満宮〉
 6 月 17 日 船井支部総代会総会 梶本部長出席〈於 山村開発センター瑞穂〉
 6 月 18 日 衆議院議員安藤ひろし 政経フォーラム 梶本部長出席〈於 ホテルグランヴィア京都〉
 6 月 22 日 第 31 回会員大会〈於 リーガロイヤルホテル京都〉
 " 清政 62 号発行

御製を待し

邯鄲の鳴く音聞かむと那須の野に集ひし夜をなつかしみ思ふ

天皇皇后両陛下は、夏の時期、那須御用邸で数日間をお過ごしになります。陛下は、豊かな自然が残る御用邸の森の動植物について、正確な記録を残し経年変化を把握することが望ましいとの御意向を示され、平成九年以降十年間にわたって、栃木県立博物館が中心となり敷地内の動植物相調査が行われ、報告書にとりまとめられました。その結果、御用邸の森にはブナの自然林が広がり、希少種をはじめ多くの動植物が生息・生育する豊かで多様な自然環境が残されていることが確認されました。その後陛下の御意向により御用邸の凡そ半分を環境省に移管し、平成二十三年、日光国立公園「那須平成の森」として開園し一般に開放されています。

この御製は、「野」のお題で催された、今年の歌会始において今上陛下が詠まれたもので、御用邸内の休憩所「嚶鳴亭」の近くで、夜間、研究者から説明をお聞きになり、邯鄲（カンタン）の声をお聞きになったときのことを思い起こされてお詠みになったものです。

邯鄲とは、日本と東アジアに分布するバッタ目カンタン科の昆虫で、スズムシに似ています。全身が淡黄緑色で前ばねが半透明です。雄は「ルルル」と美しく鳴く夏秋の虫です。

編集後記

秋篠宮眞子内親王殿下が近くご婚約なされるとの報道。宮内庁の正式発表がまたれるが皇室と国民の慶事である。

一方、国会では「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会」が開かれ、皇統の正統性をめぐって将来世論が二分・三分する懸念のある「女性宮家の創設等について特例法施行後速やかに検討」という文言の附帯決議案が民進党に配慮する形で可決された。果たしてこれが、皇室の安定における唯一の解決策なのだろうか。非常に危惧される。今こそ、眞子内親王殿下のご成婚を国家・国民が挙って奉祝する機運を高め、皇室護持の活動に邁進する秋である。

(神)



神道政治連盟京都府本部会報

清政 第62号

発行日：平成 29年 6月 22日
発行所：神道政治連盟京都府本部
〒616-0022
京都市西京区嵐山朝月町 68-8
電話 075-863-6677
編集協力：テンセイ・コモンズ